

# 雨水浸透ます等

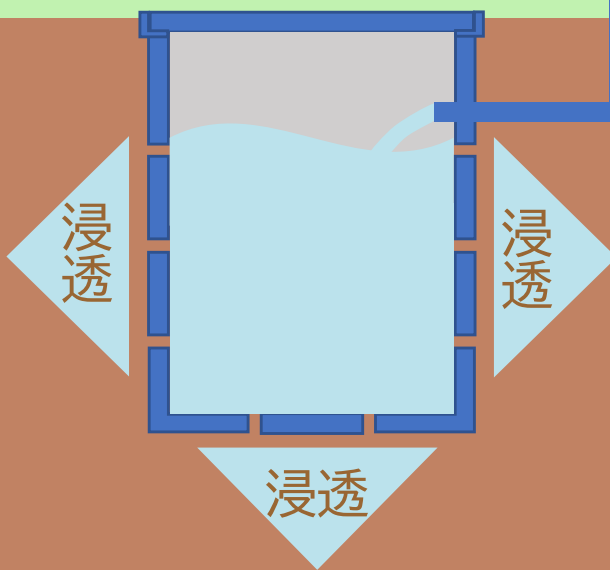
の設置は

義務です

「熊本市地下水保全条例 第13条」により、開発や建物を新築・増築する者は、地下水かん養の観点から、雨水を地下に浸透させるための施設（雨水浸透ます、透水性舗装等）の設置をしなければなりません。



浸透ます（施工中）



※雨水浸透ますのみ

## <建築をする関係者の皆様へ>

- ・「建築確認申請 事前調査」の際に、平面図または配置図に、雨水浸透ます等の明記をしてください。
- ・推奨個数 : 2個
- ・推奨サイズ : 内径350mm

設置に関する問い合わせ

熊本市水保全課  
☎096-328-2436

補助に関する問い合わせ

熊本市河川課  
☎096-328-2571



